

独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪病院附属看護専門学校の自己評価および学校関係者評価結果一覧表

2020年度(令和2年度)評価

【評価尺度】 0:当てはまらない 1:一部当てはまる 2:概ね当てはまる
3:十分当てはまる

2019年度(令和元年度)の自己評価
2020年度(令和2年度)の自己評価

大項目	中項目	評価尺度				平均	評価内容	評価視点	自己評価(概要・今後の課題)	平均	学校関係者評価結果 概要と今後の課題	
		0	1	2	3							
I 教育理念・目的・目標	1. 教育理念・目的の独自性	0	1	2	3		JCHOの使命に基づいた学校独自の教育理念・目的をもっている。	JCHOの地域医療・地域包括ケアの要となる人材育成の方針に基づいた学校の独自性を教育理念・目的に明記している。	教育理念・目的はJCHO組織に移行する際に見直した現時点でも問題はないと判断した。 令和元年度に大阪病院看護部と附属看護学校において「Autonomy」をコンセプトとし、令和2年度の学生便覧、学校案内、学校ホームページに、コンセプトである「Autonomy:自律」を加えて「社会の保健医療福祉の向上に寄与する自律した人物を育成することを目的」とすることを周知している。		教育理念・目的はJCHO以降に見直され、令和元年度に看護部、附属看護学校の共通コンセプト「Autonomy」を掲げ周知されている。適切である。	
	2. 教育理念・目的の適切・妥当性	0	1	2	3		教育理念・目的が社会の要請に対応している。	社会のニーズ等を踏まえた看護専門職の育成を目指し、医療・介護等の現場から情報収集し、年一回以上教職員で検討する場を設けている。	教育理念・目的の変更の必要性はないと判断している。 現在、新カリキュラム導入にむけて検討している段階にあり再度、内容の重複や変更がないか確認している。		教育理念・目的は適切である。令和4年度新カリキュラムの導入時に検討をいただきたい。	
	3. 教育理念・目的・目標の周知	0	1	2	3		教育理念・目的・目標は、学生、保護者及び教職員に周知されている。	年度当初の新生オリエンテーションや保護者会で年度目標と関連させて教育理念・教育目標を学生、保護者及び教職員に説明し、学生便覧やホームページに明記している。	教育理念・目的・目標は、学生便覧や学校案内、ホームページに掲載し周知している。また、オープンスクールや進学説明会においても、教育理念・目的・目標を周知している。 令和2年度の入学者には、令和2年4月3日に入学前オリエンテーションを実施し教育理念・目的・教育方針を伝えた。 令和3年度入学学生に対しても、令和3年4月3日に入学前オリエンテーションを実施して事前に伝える予定である。		学生、保護者、教職員に様々な方法で周知されており適切である。	
	4. 教育目標の設定と評価	0	1	2	3	3.0	教育目標は、育成しようとする資質能力について明確にされている。	教育目標は卒業時の到達度や育成する人材像が具体的に実現可能な記載になっている。	令和3年度は、前年度の課題の1つであった「中長期目標を明文化すること」に取り組み、「JCHO大阪病院附属看護専門学校の第2期中期目標と令和2年度の目標と戦略」を明文化した。この中長期目標を明確にする際には、JCHOの理念やJCHOの看護学校の設置目的も確認して作成している。	2.8	中期目標は、JCHOの理念、JCHOの看護学校の設置目的の確認のうえ作成されており明確でわかりやすい。	
II 教育課程	5. 教育課程の活動	0	1	2	3		毎年度の教育課程の編成を検討する場が組織化されている。	目的・構成メンバー・役割・機能が明記され、会議の開催が定例化されている。	関係法令の改正により、平成30年に学校教育法施行規則第165条の2が追加されたことで、3つのポリシー(ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー)を周知することが求められている。そのため、現在教育方針・教育理念・教育目的・教育目標を見直し、大阪病院及び附属看護専門学校がどんな人材に入学し、どのような卒業の姿を模範とし、アドミッション・ポリシー、ディプロマポリシー(卒業の認定に関する方針)を令和元年度に明文化している。また教育目標を達成にむけて、入学から卒業までの段階別到達目標(1年次〜3年次)を明文化している。この中に、コンセプトである「Autonomy:自律」をどこで養うか確認しながら「段階別到達目標」を明文化した。 しかし、大阪厚生年金看護専門学校の時代から継承されている教育目標と関連させながらディプロマポリシーを作成しているため、評価する中で重複している項目もあることが分かってきた。現在新カリキュラムの導入にむけて検討段階にあるが、教育目標とディプロマ・ポリシーとの関連性や重複、具体的に現実可能か検討している。		卒業時アンケートに取り組まれているが、その方法について記載がない。アンケート結果に対する評価が確認できない。	
	6. 教育課程編成の考え方とその具体的な構成	7. 教育課程の編成	0	1	2	3		教育課程は、教育理念・目的・目標と一貫性のある内容になっている。	教育課程は教育理念・目的・目標と矛盾しておらず、毎年見直しを行っている。	令和2年度に、会議運営要領は会議の種類・目的・会議開催の時期、構成メンバーは明記した。各会議の会議要領は作成する課題には取り組めない。		会議運営要領は明文化されている。会議規約の作成に取り組んでほしい。教育課程の開催日時が随時となっているため、1回/週などの記載に変更すること。
		8. 教育課程の編成	0	1	2	3		基礎分野・専門分野の考え方が明確になっている。	学生及び教職員に周知している。	自己点検・自己評価結果も踏まえて、教育課程編成に活かす努力はしている。教育課程の編成はカリキュラム会議を実施している。(令和4年新カリキュラムが導入される予定である。) カリキュラム評価会議を開催し、科目名と講義時間、講義時期を見直している段階で、教育課程編成にまで至っていない。		適切である。
		9. 教育課程の編成	0	1	2	3		学修の到達について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している。	履修規定が文書で表現されている。	カリキュラム会議を開催している。特に令和4年度に新カリキュラムに変更することから、今年度カリキュラム会議を定期的に開催し、見直しをしている。		適切である。
		10. 教育課程の編成	0	1	2	3	2.8	単位履修の要件とその方法を明示している。	履修規定を学生・教師に周知している。	中心概念である「人間・環境・健康・看護」の4概念を2019年の学生便覧にも掲載し学生に周知した。今後、新カリキュラムの導入にあたりより一層、学生・教員・臨床指導者と共に「学習」「教育」というキーワードの概念を共通理解して、授業・実習に臨む必要があるため「学習」もしくは「教育」の概念を追加し明文化していく予定である。		適切である。
	7. 教育課程評価の体系(1)単位履修の考え方	11. 教育課程の評価	0	1	2	3		教育課程の評価システムが明記されている。	評価組織の構成メンバー・役割について明記されている。	各分野の考え方、構造図、シラバスなどは文章化し、教職員には周知している。平成30年度は各分野の考え方や科目構造図を掲載したシラバスを含む学生便覧を作成することが今後の課題であったため、2019年度(令和元年度)の入学生の学生便覧には各分野の考え方や構造図とシラバスも追加掲載し学生に配布している。新カリキュラムでは基礎分野・専門分野・統合分野となるので、再度、考え方を明らかにし文章化していく予定である。		適切である。
		12. 教育課程の評価	0	1	2	3		外部講師・院内講師への授業評価の実施を課題については、院内講師のみ授業評価の実施を始めた。今後は継続していくことと、フィードバック体制を検討していくことが課題である。	外部講師・院内講師への授業評価の実施を課題については、院内講師のみ授業評価の実施を始めた。今後は継続していくことと、フィードバック体制を検討していくことが課題である。	令和元年度に履修規程、既修単位の認定申請用紙を見直し、学生便覧に掲載している。		適切である。
	(2)教育課程を評価する体系	13. 教育課程の評価	0	1	2	3		教育課程の評価における倫理的配慮が明記されている。	教育課程の評価は教務会・自己点検自己評価委員会、学務会がある。平成30年度に学校関係者評価を1回行う事が定められている。令和2年度は2月22日(月)に開催する。現在の学校関係者評価委員会の構成メンバーの基準を見直す必要がある。その理由は、当校の卒業生(教育に対する知見のある人)・当校の元教員に限定されている。多角的に学校教育を評価してもらうためには、当校限定せず、JCHO関連病院で教育に対する知見を有する人・学校で教員経験のある人に変更する方がよいと考えた。令和3年2月9日に実施した臨時運営会議での検討した結果、JCHO関連以外の外部関係者を1名入れる必要があると決定した。そこでJCHO本部職員を委員から外し、JCHO関連以外の外部関係者を1名入れることになった。		教育課程の評価システム・組織等の明記という点で、自己評価委員会、学校関係者評価委員会、学校関係者評価委員会以外の教務会・学務会についての位置づけや内容についての記載が不足している。	
		14. 学校関係者による評価体制がある	0	1	2	3		実習指導者会議・附属病院及び卒業生が勤務する病院関係者による評価をしている。	実習指導者会議・附属病院及び卒業生が勤務する病院関係者による評価をしている。	令和元年度に履修規程、既修単位の認定申請用紙を見直し、学生便覧に掲載している。		外部講師についても授業評価を実施し、講師にフィードバックする仕組みを検討してほしい。

大項目	中項目	評価尺度				平均	評価内容	評価視点	自己評価(概要・今後の課題)	平均	学校関係者評価結果 概要と今後の課題
		0	1	2	3						
II 教育課程	8.教員の指導体制の整備	0	1	2	3	2.8	15) 担当科目にふさわしい人材を配置している	担当科目に精通した教員が専門性を発揮できるよう、担当科目と時間配分をしている。 附属病院から専門性のある講師の協力が得られる。	高等教育学支度制度申請時に実務経験の有無を確認してホームページに掲載している。 「看護師養成所の運営に関する指導ガイドライン」に定められている所定の履歴書を記載してもらう。学校で保管している。 令和3年度から国際看護の授業にJICA国際協力出前講座を活用し国際化に対応している。また、その他の科目の講師についても、授業評価結果、学習効果結果も踏まえて、令和3年度の講師を依頼継続するかの判断をし、必要な科目は講師変更を行った。 院長・看護部長に講師の派遣を依頼している。 住友病院は血液・造血器疾患に関する治療・看護が行われているので、3年前から講義を依頼している。	2.9	担当科目の教員一覧が作成されており、外部講師についても記載あり。適切である。
		0	1	2	3		16) 教育の専門性を高めるための環境作りに努力している	自己研鑽ができる時間・資源を確保できるよう努力している。 教員が希望すれば、病院等で臨床研修を受けられる仕組みがある。	COVID-19の感染予防のため、オンライン研修が中心であったが、希望すれば参加できるように時間を確保した。 病院等で臨床研修を受けるしきみはあるが、令和2年度は必要性はなく活用していない。		オンライン研修は実際には参加できていない。課題である教員の育成計画が確認できなかった。各教員の目標・計画と関連させたサポート体制の構築が必要である。
		0	1	2	3		17) 実習施設としてふさわしい学習環境である	養成所の教育理念・目的・目標、実習要項の内容を実習施設へ周知している。 臨地に実習指導者が配置され定期的に病棟スタッフも学生指導について周知している。 実習環境が整備されている。(休憩施設・看護用具・カパルスルーム等)	臨床教務会は年8回実施し、および臨時で実習該当病棟の師長とともに、COVID-19の感染拡大予防をしながら実習できる方法を模索した。一部実習方法を変更しその都度学生に周知した。 看護部の教育担当師長にも相談しながら、実習病棟および学生配置人数について決定した。 COVID-19感染を予防するために、5月～6月22日までと9月以降の実習場所が学内となった。3年生は、グループ毎で学校の教室や化学実験室など分散し密になる状態を避けるように学習環境を整えた。		学校内を見学した。COVID-19の感染予防について、限られた環境の中で十分工夫されていた。今後、学内実習をいかに実施していくかが課題となる。
		0	1	2	3		18) 臨地実習指導者と教員の協働体制が整っている	定期的に指導者会議・学習会を開催し、随時連絡をとり実習調整し、年度末には翌年の指導方針を話し合っている。 指導者と教員の役割を明記している。 実習指導教員が必要数配置されている。	令和2年度は、COVID-19感染拡大を予防すること、学内実習が中心となったこともあり、実習指導者懇談会は実施していない。 指導者と教員の役割については、統合実習の実施方法の特徴から、「実習方法・内容および指導方法」を作成し指導者の役割を分けるようにしている。令和2年年末にはCOVID-19感染者数の増加に伴い、成人看護学実習Ⅰ・Ⅱの実習方法を変更した。通常と同じ方法とは違い、学内実習も行うため、指導者と教員の役割がより分かっていくと病棟師長から意見があったこともあり、成人看護学実習における「臨床指導者の役割」を明文化している。しかし、すべての領域において作成はしていないため、今後検討が必要である。 臨床指導者研修Part2(看護部教育委員会と看護学校)において、効果的な実習指導ができる能力を養うために、実習指導教員と行動を共にするOJTを取り入れた。この研修中に、教員と実習指導者との違いや共通点を考える機会を設けた。 実習指導教員は必要数配置している。		臨床実習指導者と教員は協働できていると評価するが、今後、臨床教務会の役割の明確化、臨床教務会のあり方について検討してほしい。情報管理は規程を早急に作成すること。
		0	1	2	3		19) ケアを受ける対象者の権利を保障する体制がある	患者への倫理的配慮に関するガイドラインを作成し、事前に受け持ち患者又はその家族の同意書を得ている。 情報管理規定に基づき、学生は情報管理を遂行している。また規定の見直しを行っている。	令和元年に「大阪病院内の看護学実習で使用する同意書(案)」を作成し、導入にむけて学務会議で検討したが、大阪病院内の病棟紹介に「実習を受け入れる教育病院」であることを明文化しているため、同意書の取り交わしは行わないことになった。 令和2年11月中頃からCOVID-19のPCR陽性者が急増し、感染拡大を防ぐ意味からも令和3年1月19日から実施した成人看護学実習Ⅰ・Ⅱの実習方法も、患者を受け持つが、コミュニケーションも直接的な援助も見学・実施せず、対象理解と必要な看護を計画する実習に変更した。また、カルテを閲覧するため、本人とご家族には、実習の目的や個人情報保護等を守ることなどが記載された誓約書を渡すこととした。COVID-19の感染予防を行い、看護探究セミナーは実施した。 規程の見直すことが令和元年度からの課題であるが、完成には至っていない。		適切である。
		0	1	2	3		20) 臨地実習における安全対策が整えられている	インシデント発生時のマニュアルを作成し、実習前後に安全教育を実施している。 インシデント等の情報が速やかに報告され分析をし、指導者・教員・学生が共有し再発防止に取り組んでいる。 学生に傷害保険加入の必要性を説明し、学生が傷害保険に加入している。	インシデント等が発生した場合の報告ルート等は実習要綱に記載している。 実習前オリエンテーションや実習後の振り返り、実習場で起こりやすい医療安全に関連したテーマでグループワークを計画し、実施している。 ヒヤリハット報告を実習終了時のカンファレンスで報告し、振り返りを実施している。必要に応じてインシデント・アクシデントレポートを記載し今後の対策を明らかにしている。 学生保険Will11に加入している。Will12以上の加入を義務づけている		適切である。
	0	1	2	3	21) 適切な感染予防対策や管理体制が整えられている	感染症予防と拡大防止のため4種抗体価確認と結核罹患の確認及び免疫未獲得時はワクチン接種を勧奨している。 体調不良時、遅刻・早退・欠席時は教員に相談・連絡・報告するよう体健康管理の確保及び学生自身の健康管理への動機づけを行っている。	令和2年度はCOVID-19の感染拡大を予防するために、大阪病院附属看護専門学校新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを令和2年6月26日に作成し7月8日から施行している。学生は健康チェックと行動履歴を記載し教員が確認している。 入学時に、風疹・麻疹、ムンプス、水痘、B型肝炎の抗体価検査を行い、陰性だった者には実習までに予防接種を受けることを推奨している。B型ワクチンは1年次に3回実施。2年次は抗体を確認し、陰性者には再度ワクチン接種を受けることを指導している。 インフルエンザの予防接種は学校で集団接種を実施している(便覧にも掲載している)。 2019年度までは通学規定の中で、遅刻・欠席するときは連絡することを定めて学生に周知している。令和2年度の学生便覧には細則第8条に欠席・欠課に関する内容を明記している。	適切である。			

大項目	中項目	評価尺度				平均	評価内容	評価視点	自己評価(概要・今後の課題)	平均	学校関係者評価結果 概要と今後の課題
		0	1	2	3						
III 教授・学習・評価過程	10. 科目目標と授業内容との一貫性	0	1	2	3	2.8	22) 授業内容は科目目標と一貫性のある適切な内容になっている	シラバスや実習要項は授業内容と一致しており、授業評価を実施し、毎年見直ししている。	令和元年までのシラバスには、授業内容と授業時間のみの記載で、具体的な授業方法の記載がなかった。また令和2年度にむけてシラバスに授業回数ごとに授業内容と授業方法を記載するように変更している。 令和3年度の外部講師には、シラバスの内容の見直しを依頼し、提出してもらっている。 これまで、教える側の立場で「授業目標」を明示してきた。しかし学生がこの授業を受けたことで「何が身につくのか、何ができるようになるのか」を明示することが推奨されているため、すべての科目を到達目標に変更した。このような考え方は「逆向き設計」論の考え方を活用して授業を構成していくことを課題としており学習者が「何ができるようになるのか」考えると、必然的に授業方法も明らかになるためである。 実習要綱は毎年見直ししている。	2.5	シラバスの見直しはされており、外部講師にも依頼し実施できている。新カリキュラムとなるため、学習内容のマトリックスを作成すること。
		0	1	2	3			授業内容間の重複や整合性が(実習場所も含めて)調整されている。	授業内容は科目目標と一貫性はある。ただし、内容が重複するものもある。平成30年度の課題であった各授業で何を教えているか、授業内容の重複がないか確認する「マトリックスを作成」を検討している。		
	11. 授業の展開過程	0	1	2	3	2.8	23) 学生のレディネスに応じた授業内容・教授方法を選択している	授業案の検討会を開催している。 指導・助言を授業案に活かしている。	教務会で授業案の検討を実施している	2.5	授業前評価として、学生のレディネスの把握は各教員が事前学習やミニテストを行い把握している。それを確認できる資料がなかった。評価は3とするが、今後の課題とする。
		0	1	2	3			授業前後に評価を実施し、授業案に活かしている。 必要に応じて他の教員と協力し、授業展開をしている。	基礎看護技術演習など複数名の教員で授業や演習をするものは実施後、評価の視点や授業方法などの見直しをしている 全ての演習や技術試験において、教務会で検討し授業内容・方法を選択している。専門領域においても、他の教員の協力を得ている。		
	12. 評価の計画性	0	1	2	3	2.8	24) 授業についての評価計画がある(授業・臨床実習)	科目終了時に学生授業評価を行っている。	講義・実習ともに終了時に科目評価を実施している	2.5	教員が授業の自己評価を実施しているところは評価できる。専任教員の自己評価欄に空白があったため、全て評価すること。外部講師へのフィードバックが課題である。模擬授業や授業研究については、教員全員が1度は経験することで質の向上が期待できるため、今後検討してほしい。
		0	1	2	3			科目終了時に教師の自己評価を行っている。	平成30年度は科目終了後の授業評価を学生だけでなく、教員も自己評価していくことが課題であった。令和元年度より専任教員の授業科目において自己評価を実施している。 今後は専任教員以外の外部講師にも授業評価を依頼していく。		
		0	1	2	3			テスト結果に対する評価を行っている。	看護技術の実技試験や実習評価に対しては教務会で評価している。実習評価では臨床教務会で評価結果を伝え、臨床からも実習評価の意見を聞いている。		
		0	1	2	3			学生の授業評価・教員の自己評価・テスト評価を検討する場がある。	教員で構成する教務会議が検討する場である。		
		0	1	2	3			授業評価を教育課程編成及び教育方法に活かしている。	翌年の授業内容・方法の見直しにつなげている。		
	13. 評価の妥当性、公平性	0	1	2	3	2.8	25) 成績評価、修了認定基準を明確化し、評価について公平性、妥当性が保たれている	評価方法、評価基準及び評価結果を学生に提示している。	学生便覧第5章 第16条に授業科目の評価・修了の認定に関して記載している。実習要綱には実習評価の指針を掲載している	2.5	適切である。
		0	1	2	3			模範解答が一定期間掲示されている。	平成30年度の学校関係者評価を受けて、終了科目時試験の模範解答を掲示することが課題の一つであった。終了時試験の解答を再試験終了後に閲覧できるようにした。履修規程第12条にも試験の模範解答の閲覧に関する内容を明文化した。		
		0	1	2	3			演習や実習の評価を複数人の教員または指導者で行っている。	実習においては師長・指導者、教員三者合意としている。		
0		1	2	3	演習・実習の評価は公平・妥当な評価を目指し、基準の見直しを行っている。			教務会で基準の見直ししている。			
		0	1	2	3		学生からの評価に関する異議・申し立てができる機会を設けている。	2019年度から、学生便覧の履修規程第12条に成績評価異議申立を明記している。			

大項目	中項目	評価尺度				平均	評価内容	評価視点	自己評価(概要・今後の課題)	平均	学校関係者評価結果 概要と今後の課題	
		0	1	2	3							
IV 組織・管理運営	14. 管理者の経営方針の明確化	0	1	2	3	2.8	26) 管理者が学校運営の考え方を明確にもっている	管理者は中長期の将来構想を示し、学校運営の方針を周知させている。	中長期の将来構想は明文化している。現在は、中長期目標に基づき取り組みをしている。		適切である。	
	15. 組織体制 (1)組織体制の明確化	0	1	2	3	2.8	27) 自校の組織図がある	教育活動が機能するような組織図である。 役割定義書がある。 職員に周知している。	自校には組織図があり便覧にも掲載している。令和2年3月末でフローレンス鳴尾寮が閉寮したため組織図から寄宿舎管理人が外れた。令和2年度の学生便覧は、新しい組織図を掲載している。 役割の定義書としては明文化したものがいないため、課題とする。 便覧で周知している。		実習調整者が組織図にない、重要な役割であるため、組織図に記載すること。 役割定義書がないため作成すること。	
	(2)意思決定機関、システムの明確化	0	1	2	3	2.8	28) 学校運営に関する会議の目的等が明確化されている	各種会議の目的、構成員、開催時期が明記されている。	令和2年度に各種会議の目的・開催時期・構成員を明記した。令和2年度に、会議規程を作成することが課題としていたが、作成できていない、令和3年度の課題とする。		各種会議の目的、開催時期、構成員は明記されている。会議規程は令和3年度の作成を期待する。	
	(3)教職員の任用の考え方	0	1	2	3	2.8	29) 各種会議の議事録は適切に管理されている	議事録は文書管理規定及び個人情報保護法に基づいて管理されている。	事務関連の書類については、独立行政法人地域医療機能推進機構法人文書管理規定第19条に基づき作成している。 永久保存の対象は、学籍簿・入試問題の原本、卒業証明書発行控え、入学試験判定録りとしている。会議毎にファイリングし、決められた場所に保管している。教務会関連の議事録の保存期間を定めることが平成30年度の課題であった。この課題について、独立行政法人地域医療機能推進機構法人文書管理規定を参考にしながら、保存期間を定め、いつでもたれも確認できるようにしている。		適切である。	
	(4)災害など非常時の危機管理体制の整備	0	1	2	3	2.8	30) 教職員の任用の考え方が明確化されている	教職員の任用基準が明文化されている。(採用基準・人数等) 任用基準を遵守した配置となっている。	教職員の任用基準に基づき、適正人数が配置されている。		適切である。	
	16. 財政基盤	31) 危機管理マニュアルを作成している	0	1	2	3	2.8	危機のレベルに応じ、教職員、学生の行動が明確に明文化されている。	危機のレベルに応じ、教職員、学生の行動は便覧に記載している。また教務室のホワイトボードに、その日の災害発生時の責任者や避難誘導係など明記している。 看護管理者に必要な災害対策の研修(日本看護協会主催)に防災委員の役割をしている教員1名が参加した。各災害別としてのマニュアルは必要ない。ただし学生の安全確認は、学校側が行う必要があることを確認してきた。	危機のレベルに応じ、教職員、学生の行動は便覧に記載している。また教務室のホワイトボードに、その日の災害発生時の責任者や避難誘導係など明記している。 看護管理者に必要な災害対策の研修(日本看護協会主催)に防災委員の役割をしている教員1名が参加した。各災害別としてのマニュアルは必要ない。ただし学生の安全確認は、学校側が行う必要があることを確認してきた。		適切である。
			0	1	2	3	2.8	財政基盤の根拠が文章として示されている。	次年度の予算策定時、附属病院との検討がされている。	令和2年に学則変更に伴って授業料が前期と後期の2期の支払いになった。これまで、実習や行事に係る費用は、その都度、徴収していた方法を見直し、実習管理費、教材費、被服費として一括徴収する方法に変更した。令和3年度の徴収額は令和2年度の実績と令和3年度の教育計画をもとに算出した。3月末に成績結果とともに家族に通知する。 毎年、予算策定時に予算申請している。		教員に対し、財政状況を周知していることは評価できる。 今回「専門実践教育指定講座」不指定であったため、評価を2とする。
			0	1	2	3	2.8	職員が自校の財政状況を周知している。	看護教育の質の向上を目指した財政基盤の考え方が示されている。	財務関係に関して、本部で開催される学校運営会議資料や所属長会議資料を閲覧している。令和元年度は、予算の提示や学校の財政状況に関するデータを教職員が知る機会を作っていた。令和2年度は経理課と連携をとり学校損益状況を確認しながら計画的に購入することを心がけた。そのことにより、教職員の学校損益状況に関する関心も高まった。 看護学校を受験人数の減少は、看護学校の財政に影響するので、受験人数の増加に努める必要がある。 また大阪府・JCHOに80%の就職させる。令和3年度4月から専門実践教育訓練講座が不指定となった。不指定になった背景には看護師国家試験の受験者が入学時の人数の80%(受験率水準不足)を下回ったためである。教育の質の維持と優秀な人材確保をに努め、専門実践教育訓練講座の再指定の承認を得ることが優先課題の一つである。		
	17. 施設設備の整備	0	1	2	3	2.8	32) 看護の専門職教育に必要な整備計画を立案し、計画的に実施している。	校舎は安全な環境になっている。(耐震・アスベスト等)	COVID-19の感染拡大を防ぐために、オンライン授業ができる体制を整備した。また臨地実習の時間を減らし、学内実習を行うにあたり、看護の対象理解と看護計画立案ができるように視聴覚教材(DVD)を購入した。 現在、実習室は3階に1部屋(ベッド12台)があるが、学内実習と1年生の基礎看護技術の授業(講義・演習)が重なり、授業・実習計画が立てにくかった。この後もCOVID-19感染拡大が終息することは難しく、臨地実習の制限が続き、学内実習に変更になることが予測される。4階に化学実験室があるが、化学実験室として活用する機会もないことから、学内実習の充実を図るために、化学実験室を実習室2に変更する準備をしている。 化学実験室を実習室に変更後はベッド6台を配置する予定である。現在3月末までに整備する計画を立てている。		2.8	Wi-Fi環境を急ピッチで整え、COVID-19の感染予防に対応し、限られた環境で工夫しており評価できる。
	33) 教育目標達成に必要な施設・設備が計画的に整備されている	0	1	2	3	2.8	学習しやすいアメニティの整備をしている。	学習しやすいアメニティの整備をしている。	学習しやすいアメニティとしてはアクティブラーニングを行うために、水性マジックや構造紙、ポストイットなどを完備している。 新しいものを購入する以前に、古くて使用しないものは処分するなど学習しやすい環境にしていくための準備期間の一年間であった。 黒板をホワイトボードに変更し、プロジェクターとホワイトマーカーの両方が利用できるように変更した。			
教材教具(PC、インターネット、図書、模型等)は、計画的に購入している。	0	1	2	3	2.8	多様な教育方法を実現するために施設設備を創意工夫している。	学習教材に関しては計画的に必要なものを購入・修理をしている。 COVID-19感染拡大の中で学習を保障するために大阪府の助成金を得てWi-Fi環境を整備した。オンライン授業を実施するにあたりパソコンを購入した。 令和3年度からは電子教科書を導入するため、iPadを購入した。	在宅看護室での講義を充実させるために、令和元年度より、株式会社トーカイに介護福祉用具をレンタルし授業のリアリティを追求している。経済面や最新の福祉用具を利用できる点では効果的である。令和2年度は、株式会社トーカイの営業の方が福祉用具の使い方を実習室で説明し、学生が実際に使用する体験ができた。				

大項目	中項目	評価尺度				平均	評価内容	評価視点	自己評価(概要・今後の課題)	平均	学校関係者評価結果 概要と今後の課題					
		0	1	2	3											
V 入学	18. 学生生活の支援体制	0	1	2	3	3.0	34) 学修継続へのサポートシステムがある	経済面において、適切な社会資源の情報提供と相談システムがある。 相談システムは看護学校事務部としている。 学生寮設置など生活環境支援体制の整備、又は学生のニーズに応じた教育環境(社会人学生の単位認定制度等)の整備がされている。 学修継続へのサポートシステムがある。 学修困難者へのサポートシステムがある。 社会的活動(ボランティア・自治会活動等)への助言、支援窓口がある。	令和2年3月でフローレンス鳴尾寮は閉寮した。単位認定制度は整備されている。 チューター制度を実施しているため、担当教員が面談し学習の動機づけを実施している。 令和3年度の入学生に入学前教育プログラム(Benesse 進研アド)と1年生と2年生は「基礎力リサーチ」(Benesse進学アド)を年2回実施する計画を立てた。ねらいは、入学者の個人別学力や学習習慣、学習意識を客観的に把握し、学習支援に役立てるためである。 社会的活動への助言、支援窓口は教務部とした。令和2年度はCOVID-19感染拡大に伴い社会的活動は自粛した。	学習困難者のサポートシステムとしてチューター制度があるが、制度について確認できる資料がなかった。 チューター制度の内容や、制度の課題について検討してほしい。						
							35) 学生の心身両面での健康管理体制の整備がされている	学校保健安全法に基づき健康診断を年1回実施し、定期的に校医による健康チェックを実施している。 学生相談室が設置されており、利用しやすい状況(場所、時間、守秘義務等)が作られている。 相談する特定の場所は設けていない。プライバシーが確保される校長室や会議室、教務室内の扉の閉まる部屋(旧印刷室)などを利用している。現在4階に自治会室があるが、部屋を整備し学生相談室に変更する案も検討する。	適切である。							
							36) 教育学習活動に関する関係者への情報提供	関係者等に、定期的に情報提供をする仕組みがあり、必要時、関係者との連携・協力体制がある。 附属病院との連携を踏まえた中・長期的計画が立案されている。	教務会で情報提供している。師長会や臨床教務会の場合を利用し情報を提供し、協力を得ている。	臨床教務会や師長会で協働できている。WGの活動もされており評価できる。今後臨床教務会						
							37) 中・長期的な将来構想が明確化されている	平成26年～平成30年度の評価を実施し、令和2年度に中長期目標を設定した。課題は、令和3年度の看護学校の収益を見通した施設整備と優秀な人材確保に努めることを課題とした。 毎年度の運営評価が将来構想に活用されている。	これまで、前年度の学校目標を評価し翌年度の目標に反映した。しかし、評価の視点が偏っていたり、データ分析が浅かったことが反省すべき点である。令和2年度以降は実績を評価し改善していくようにしていく。	適切である。						
	22. 学校の自己点検・自己評価体制	0	1	2	3	3.0	38) 自己点検・自己評価の組織的に取り組む体制が整えられている	平成30年度に作成した「大阪病院附属看護専門学校 学校関係者評価委員会規則」の一部見直しが必要と考えている。一部見直しが必要な箇所は、(組織)第3条委員会は次に掲げる項区分から学校長が指名する委員により構成する。その中の(3)卒業生(教育に知見を有する者)(4)元当校教員という文言である。この文言の「卒業生」「当校の教員」と限定しないことで、JCHO関連病院・学校出身者にも委員の選出を広げることができる。そのことで評価の視点も広がると考え、規程を2月9日に見直した。 評価の資料・データを整理するシステムがある。 評価結果の公表に関するルールが明記され公表している。 評価結果を学校運営にフィードバックするシステムをもっている。	各評価項目毎に関連する資料をファイリングするようにしている。 JCHO本部が作成した自己点検・自己評価、学校関係者評価のガイドラインに基づき評価結果を公表している。令和2年度はホームページにも掲載した。 前年度実施した評価結果は文章で報告するとともに、学務会および教務会において検討事項を審議し、対策等を明らかにする体制がある。	適切である。 学校側から、今後学校関係者評価委員会の委員の見直しの提案あり。						
							23. 入学者の選抜の考え方	0	1	2	3	3.0	39) 選抜に対する考え方と方法が明確にされている	令和3年度学校案内を刷新した。 JCHO大阪病院とコンセプトを共有したので、看護学校の学校案内を新しくした。 入学者選抜の方針を踏まえた入学試験実施要綱がある。 入学試験実施要綱に沿って実施している。 選抜方法の妥当性を評価し、次年度に活かしている。	令和3年度学校案内を刷新した。 JCHO大阪病院とコンセプトを共有したので、看護学校の学校案内を新しくした。 学校案内・募集要項の見直しを毎年、実施している。 令和3年度にアドミッションポリシー募集要項に掲載した。 入学試験の評価基準を毎年見直している。 前年度までの受験者数の減少を最小限にするために、入試選抜の時期と受験対象者・受験科目を見直した。具体的には、推薦入学試験に「公募推薦枠」と「社会人特別選考枠」を設けた。また「公募推薦枠」の受験応募資格を「新卒者と卒業5年以内」とした。また推薦入学試験のみ、受験科目を必須科目(国語総合)と選択科目(英語Ⅰ・Ⅱもしくは数学Ⅰ・A)に変更した。 試験問題作成者も変更した。変更理由は、英語は推薦入試・一般入試ともに他の科目より平均点が低く、科目間での差が大きかったため、変更し踏み切った。数学については、前年度の担当者から辞退したいと申し出があり、変更している。受験の時期は前年度までは11月中旬であったが、10月31日(土)と約2週間早めた。また土曜日に開催することで、学校や職場を休まず受験できるように変更した。	面接試験要領について、作成日等を記載すること。
							24. 広報活動	0	1	2	3	3.0	40) 応募者数の確保に努力している	広報媒体を適切に使い、最新の情報を提供している。(インターネット、HP、学校案内パンフレット、ポスター等) 高等学校や各種会場での学校説明会への参加を大いに活用している。 応募者のニーズに応じた多様な募集形態や学校説明会を開催している。 夏・高校生の総合学習等の受け入れは、積極的である。 応募倍率が自校で定めた基準を下回らない。	受験生獲得を機に、今年度定期的にホームページを更新している。受験生の確保対策としては、平成29年度から、6月頃に「看護学校卒業生の声」と言うタイトルで出身高校に看護学校における学生生活の様子伝えている。 マイナビ株式会社とのマイナビ進学と契約し、広報を活動を実施した。また学校案内もマイナビ株式会社を選択したのは、高校の利用率や学生の利用した経験など調べた結果から判断した。 令和2年度は副校長とともに、計画的に学校を訪問した。 大阪府看護協会と看護学校協議会が主催する進学相談会や進学イベントなどは、COVID-19の感染拡大傾向のため中止されたものも多く、直接会場で説明したのは1か所のみである。 夏のオープンスクールの開催においても、2回のみ実施し、COVID-19の感染が減少傾向になった9月以降に、平日の夕方に人数制限をして学校説明会を開催した。 応募者の数の前年度との差は、令和3年度の推薦入学試験応募者総数57名(前年度29名:現役のみ)、一般進学試験の応募者は、62名(前年度57名)と応募者の減少を食い止めることができた。	HPや学校案内パンフレットが見直され、きれいに作成されている。高校への学校訪問を計画実施していることは評価できる。資料は計画のみであったので、実施後、先方の担当者等を追記した実績を残すこと。

大項目	中項目	評価尺度				平均	評価内容	評価視点	自己評価(概要・今後の課題)	平均	学校関係者評価結果 概要と今後の課題
		0	1	2	3						
VI 卒業・就業・進学	25.卒業時の学修成果の評価	0	1	2	3	2.3	41) 教育理念・教育目標に照らし、卒業時の到達状況を分析的に捉えている	卒業時の「看護技術の到達水準」を集計・分析し、今後の課題を明確にしている。 国家試験の合格率が全国平均を上回っており、開示している	看護技術の到達水準を集計・分析し、到達レベルの見直し等は毎年実施している。 過去8年間国家試験100%とホームページ、募集要項に掲載している(令和元年度 国家試験結果をふまえて) 令和2年度は国家試験100%にむけて、定期的な国家試験模擬試験および国家試験直前の特別講義など実施し、学生のサポートにも努めている。	2.3	適切である。
	26.教育理念・教育目的と進路選択の状況との整合性	0	1	2	3		42) 進学、就職に関して支援体制が整っている。	卒業時の進路選択に対して相談に応じ、キャリアを含めた人生設計を考える時間を設けている。 JCHO病院への就職率が就職者中80%程度を下回らない。	1年次に進路希望調査を実施。2年次に就職に関するアンケート調査、就職および履歴書の書き方ガイダンスを実施し、キャリアを含めた人生設計を考えるように働きかけている。 3年生には令和2年3月に模擬面接を実施し、就職試験に臨ませた。JCHO大阪病院には17名、JCHO関連病院には滋賀病院1名、大和郡山病院に1名が内定している。JCHO関連病院への就職率は76%で、80%を下回っている。大阪府への就職率は88%で、大阪府への就職率80%は維持している。 2年生を対象とした就職説明会を充実させた。「マイナビ株式会社」の協力も得て、7月6日と12月17日に2回就職ガイダンスを実施した。11月25日に開催されたJCHO近畿地区の関連病院の就職説明会に臨ませた。		7期生に対し、就職支援計画(模擬面接、履歴書)、看護を語る会を実施し、学生個別の支援が実施されていた。
	27.卒業後の活動状況の把握	0	1	2	3		43) 卒業生の就職先での活動状況を把握している	卒業後の活動状況について情報交換をしている。	就職先での活動状況の把握は課題である。		昨年も課題であった。ホームカミングデイなどの取組を検討してほしい。
VII 国際地域交流社会貢献	28.地域社会へ貢献するための体制	0	1	2	3	1.5	44) 学校施設を地域へ開放している	要請があれば学校施設を地域へ開放するシステムがあり、地域住民を対象とした公開講座を実施している。	COVID-19の感染拡大に伴い、地域と関わる学校祭の開催も実施していない	1.8	自己評価どおり
	29.国際交流のための体制	0	1	2	3		45) 地域との協力関係が確立されている	地域包括ケアの担い手として老健施設等の地域のボランティア活動に積極的に参加している。	帰国子女の受け入れ体制は整っていない。令和2年4月1日からの学期には明文化されているので、今後検討していく		自己評価どおり
		0	1	2	3		46) 海外からの留学生や帰国子女を受け入れる体制がある	帰国子女を受け入れる体制がある	英語での卒業証明書および成績証明書の発行依頼は、令和元年は2名から依頼があり発行した。		帰国子女について学期で確認できなかった。
VIII 教職員の育成	30.教職員の資質能力の向上	0	1	2	3	2.0	48) 職員の年間研修計画が立案されている	年間の研修計画が立案され、適時必要な校内研修を実施し、受講している。	年間について誰がどの研修にいくか4月の時点で希望を聞き、参加できるようにした。	1.7	あらかじめ年間の希望を確認し参加できるように工夫してほしい。「参加できるようにした」とあるが資料では確認できなかった。
		0	1	2	3		49) 職員の職業倫理観の向上に努めている	職務規律が明文化され、ハラスメントに関する研修が実施されている。 業務の調整をして、長期研修に参加できる体制がある	ハラスメントに関する研修を今年度は実施できていない。校内研修などの企画を検討してみる。 長期研修に参加できる体制がある。		「長期研修に参加できる体制がある」との自己評価であったが、資料では確認できなかった。
	31.教員の研究活動の推進と評価	0	1	2	3	50) 学校の課題を教職員の年間研究目標として掲げ、計画的に課題解決に取り組んでいる	年間研究課題を設定し、取り組んでいる。 研究成果を学校運営に活用している。 研究成果を関連学会(誌上も含む)に発表している。	研究課題としてテーマがあり、取り組みはしている。文章化まではできていない。目標は看護学校の紀要を作成することが、JCHO学会に提出するのだが、データ収集中であり、まとめるところまでは現在至っていない。	看護学校の紀要作成とJCHO学会に提出することが目標であり、データ収集途中との経過より評価を1とする。		
		0	1	2	3	51) 教員の教授活動の能力を高め合う体制がある	模擬授業や授業案・教育方法の在り方等を教員間で検討している。 全教員が授業を公開し、事後に評価を行う体制がある。	令和元年度に大阪府専任教員養成講習会の教育実習場所として協力した。3名の実習生を引き受けた。担当科目は成人看護学で、この講習生を引き受ける中で、実習生を含めて授業のあり方の検討を行う機会になった。 基礎看護技術演習などは教員間で教育方法のあり方を検討している。今後看護過程の展開方法についてどのように教授していくか検討していく必要がある。 教員間模擬授業は1回しか実施できていない。	教員間の模擬授業は1回実施されていた。		
		0	1	2	3	52) 研修、学会等の成果を他の教職員に還元している	伝達講習、または復命報告書を回覧している。 伝達講習、または復命報告書の成果を教授活動に活かしている。	復命報告書はファイルに綴じるようにした。各自がファイルを確認するシステムとした。 活かせることができるものは教員間で共有している。	復命書は、各教員がファイルで確認することになっているが主体的に実施できていない。		
32.教員の研究的姿勢の育成	0	1	2	3	53) 教職員の自己研鑽に対して助言・指導を受ける体制がある	自己研鑽のテーマ設定に対して助言・指導を受けられる。 学会発表・投稿論文等に対して助言・指導を受けられる。 看護幹部研修課程・進学・職務に関連する資格取得等に対して職場内の協力体制がある	教務会で意見で進捗状況を報告することで助言をもらう仕組みとなっている。まずは、紀要の作成の準備をしている。 協力は得られるが、現実的には参加しにくい。	自己評価どおり			
	IX 法令等の遵守	0	1	2	3	54) 関係法令等の遵守と適正な運用がされている	保健師助産師看護師養成所等指定規則、専修学校設置基準等に基づき、適正に運営し、申請や届出事項を遵守している。	保健師助産師看護師法施行令第14条1項に基づき毎年報告している。 2020年の精神看護学実習場所の申請は、12月までに大阪府に申請することが出来、許可を得た。 国民年金保険学生納付特例申請書は月1回JCHO本部に報告。 専門実践教育訓練に関する教育訓練給付金支給申請書に必要な証明を6か月毎に行っている。(令和元年度合計5) 教育訓練支援給付金申請書2か月1回証明している。 学校基礎調査と学校施設調査は5月に大阪府都市計画企画振興部に提出。 大阪府私立専修学校基礎調査は5月に大阪府教育庁私学課に提出。 出計算書類は6月に大阪府教育庁私学課に提出 など法令を遵守し適切に運用している。 COVID-19の陽性者が出たため、必要な書類を提出している。1名のみでクラスターなし	適切である。		
0		1	2	3	55) 個人情報保護の体制がある	個人情報に関し、その収集・保管・廃棄に関する規定があり遵守している。	学校における個人情報の利用目的は「学生に関する事項」「卒業生に関する事項」を学生便覧に掲載し周知している。 実習における患者情報に関する取扱いと実習終了後のメモや実習記録のシュレッダーに関しては実習要綱に記載している。実習記録物は卒業するまで、鍵のかかるキャビネットにて保管している。卒業時にはすべてシュレッダーしている。 令和元年度より、学生との面談記録は氏名を記載しないようにしている。 教務や学校全体の個人情報管理体制については、学校内には個人情報管理体制に関して詳細に文章化したものはない。大阪病院の個人情報管理体制を参考にして検討していく必要がある。	教務や学校全体の個人情報管理体制については、学校内には個人情報管理体制に関して詳細に文章化したものはない。大阪病院の個人情報管理体制を参考にして検討していく必要がある。	教務や学校全体の個人情報管理について、昨年も課題であった。文章化したものを作成すること。		
0		1	2	3	56) ハラスメント防止に関する規定がある	ハラスメントに関する相談窓口や相談に必要な手続きについて明文化されており、学生へ周知している。	ハラスメントに関しては大阪病院の規定に基づいている。今後ハラスメントに関する学校の窓口は大阪病院の総務企画課長とした。JCHO本部からのハラスメントに関するガイドは学生に配布した。	適切である。			